

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目 次

ページ

○奈良県議会議員選挙における候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額

〈選挙管理委員会告示〉

一

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第四号

平成十五年四月十三日執行の奈良県議会議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者一人につき、次のとおりである。

平成十五年四月四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田 中 義 雄

生駒郡選挙区	金五、七三九、六〇〇円
山辺郡選挙区	金四、六八三、〇〇〇円
磯城郡選挙区	金五、六〇八、一〇〇円
宇陀郡選挙区	金五、四二一、三〇〇円
高市郡選挙区	金四、九二〇、〇〇〇円
北葛城郡北部選挙区	金六、一一〇、〇〇〇円
北葛城郡南部選挙区	金六、二二〇、六〇〇円

吉野郡選挙区	金五、三〇七、五〇〇円
添上郡選挙区	金六、三四七、五〇〇円
奈良市	金六、三三〇、九〇〇円
大和高田市選挙区	金六、〇〇四、〇〇〇円
大和郡山市選挙区	金五、三八九、三〇〇円
天理市選挙区	金六、六三六、二〇〇円
橿原市選挙区	金五、九七一、八〇〇円
桜井市選挙区	金五、〇五八、二〇〇円
五條市選挙区	金五、〇六二、五〇〇円
御所市選挙区	金六、四二三、二〇〇円
生駒市選挙区	金六、〇六六、八〇〇円
香芝市選挙区	

【定 価】 一 か 月 千 五 百 円 一 部 売 り 一 枚 に つ き 二 十 円 (共 に 送 料 、 消 費 税 別)

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二―二〇二
(代)

印 刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二
(代)

本誌は再生紙を使用しています。